

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4		
漢数字	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	

	5		6		7			8		9		10
漢数字	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾

	100			1,000			10,000		
漢数字	百	佰	陌	千	仟	阡	万	萬	

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※取扱い上の誤り防止等のため、

上表以外の異体字、崩し字の使用は控えるよう伝える。

なることを踏まえ、新たに手形・小切手法に追加されました。

使用する文字を限定し 楷書で書くことを加えた

さらに同条3項では『金額を文字で記入するときは、文字の間を詰め、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には、「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください』と規定しています。

ここでは、漢数字で記入する際に使用する文字を限定し（**図表**を参照）、崩し字は使用せずに楷書で記入することを加えました。

これは、電子交換所システムの仕様では、JIS第1水準・第2水準以外の文字は使用不可となっていますので、このことを踏まえて使用可能文字を一覧化して追加しました。加えて、崩し字を記入した場合には、電子交換所システムでは判別できないため、楷書

で記入するよう規定しています。

ただし、電子交換所システムで金額欄が読み取れない場合には、金額を入力して持出データを作成することができません。

したがって、本ケースのように、金額が漢数字で金額欄に記入されているものの、崩し字で記入されていた場合には、手形・小切手法違反の手形・小切手ということになり、「金額欄記載方法相違」（第2号不渡事由）を事由として不渡返還してもよいこととなります。

そのほか、振出人に連絡して当該手形・小切手を振り出したことおよび証券データの金額と同額であることの確認ができたのであれば、「確認書」等振出人の意思が確認できる書面を振出人から徴求のうえ、支払いに応じる取扱いをすることも可能です。

ただし、この取扱いは金融機関によって相違していますので、自庫の手続きに従って取り扱いましょう。

こんな券面（証券イメージ）が呈示されたらどう対応する!?

高星 敏朗

CASE 1 金額欄が漢数字の崩し字で書かれている…

どう対応しよう?



「金額欄記載方法相違」を事由として不渡返還してもよいが、振出人に連絡して当該手形・小切手を振り出したことおよび証券データの金額と同額であることの確認ができたのであれば、振出人の意思が確認できる書面を振出人から徴求のうえ、支払いに応じる取扱いをすることも可能。自庫の手続きに従って取り扱おう。

電 子交換所への移行に伴い、一般社団法人全国銀行協会（全銀協）では、手形用法、小切手法への反映が必要な点について整理し、各用法のひな型を改正しました。

改正された約束手形・小切手法（ひな型）4条《為替手形用法（ひな型）》では第5条《第2項には、「金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「・」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください」と規定されています。

ここでは、アラビア数字で金額を記入する場合、チェックライターを使用して3桁ごとに「・」を印字することが追加されています。

これは、電子交換所システムの仕様で、3桁ごとに「・」がない場合は、金額チェックでエラーになります。